

経済建設委員会会議録

平成24年9月14日

10時00分

開会

11時29分

閉会

網走市議会

午前10時00分 開会

○佐々木委員長

ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案5件、報告4件、請願2件の合計11件について審査をいたします。

委員会の進行ですが、最初に経済部、水産港湾部関係の議案と当委員会に付託されております請願を審査いたします。

請願の審査終了後、理事者を入れかえまして、建設部、観光部、水道部関係の議案を審査いたします。

では、まず、議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中経済部所管についての審査を開始したいと思っております。

まず、経済部からの説明を受けたいと思っております。

○川合農政課長

それでは、資料15ページをごらんください。

私のほうから、平成24年度網走市一般会計、農業農村整備費、担い手支援畑総事業分担金、6地区等の歳入歳出予算の補正について説明させていただきます。

1番目としまして、補正の理由及び内容ですが、こちらのほうは平成24年度の北海道畑総事業費が確定しまして、事業費が追加になったことによりまして、6地区の事業分担金並びに土地連賦課金の経費を補正するものでございます。

内訳といたしましては、事業費の増加による土地連賦課金21万7,000円の増額、また、事業分担金としまして、東網走地区786万円の減額、網走東部地区401万9,000円の減額、網走西部地区962万4,000円の減額、卯原内中央地区で1,548万7,000円の減額、網走南部東地区1,479万3,000円の増額、網走南部西地区2,585万3,000円の増額となりまして、合計で387万3,000円を増額補正するものであります。

2番の補正額。

歳出予算につきましては、補正前の額2億3,015万2,000円から387万3,000円を増額補正を行うもので、補正後の額は2億3,402万5,000円となります。

補正額の財源内訳につきましては、分担金299万4,000円の増額、道補助金で14万円の減額、雑入で40万8,000円の増額、市債で50万円の減額、

一般財源で111万1,000円を増額するものであります。

これに伴いまして、歳入予算の補正につきましては、土地改良事業分担金を補正前の額9,379万4,000円から299万4,000円を増額し、補正後の額は9,678万8,000円となります。

農業費補助金を、補正前額6,719万円から14万円減額し、6,705万円。

雑収入、2科目合わせまして、補正前の額、合計で97万3,000円から2科目合わせまして40万8,000円を増額しまして、合計で138万1,000円。

農業債を、補正前の額5,360万円から50万円減額しまして、5,310万円の補正を行うものです。

以上でございます。

○佐々木委員長

次に、同じ議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中、水産港湾部所管についての説明を受けたいと思っております。

○酒井港湾課長

続きまして、資料の17ページをごらんください。

平成24年度一般会計港湾建設費補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。モヨロ緑地整備事業のうちモヨロ貝塚のガイダンス施設と緑地を結ぶ歩道等の設置工事におきまして、これまでの立体横断施設の支承構造に係る橋梁についての基準が平成24年の4月に改定となりまして、耐震構造の強化が求められることとなりまして、そのことから、工事費が増額となり、追加補正が必要となったものでございます。

ただいま申し上げた支承というのは、橋の支脚である上部構造と、それから橋脚、橋台である下部構造の間に設置する部材でありまして、地震が発生すると、上部構造の変形による荷重が下部構造に伝わることとなりますが、その荷重を和らげる役割を果たす部分でございます。

次の18ページに施工箇所を記してございます。

補正の額であります。歳出予算では、緑地整備事業で補正前の額1億2,400万円に対しまして880万円を増額し、補正後の額は1億3,280万円であります。

歳入予算では、市債で補正前の額7,680万円に対しまして660万円を増額し、補正後の額は8,340万円となるものでございます。

以上です。

○佐々木委員長

それでは、議案第1号の経済部と水産港湾部関係につきまして、質疑等がございましたらどうぞ。

○平賀委員

畑総事業の補正の関係で、確認だけさせていただきたいと思います。

総額としては増額の補正予算になっておりますけれども、地区によっては減額になっているところも、それぞれ幅がありますけれどもあります。これは、国あるいは道の事業ですから、道の基準が変わったからという理由というよりは、恐らく、農家のほうが事業の見直しをしたとか予定していたものを今年度はやらなくなったとか、そういう理由なのかなと思うのですけれども、1回その辺の説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○川合農政課長

今の御質問ですが、言われたとおり、こちらのほうは農家の方の要望によりまして、営農集計計画の見直しなどから作物の変更なりがありまして、そちらの都合によって事業のメニューなりが変わったり整備することが変わったりということで、事業の変動が出たところであります。

○平賀委員

理解させていただきました。

営農活動をするのに支障は出ていないということであれば、予算の増減があるというのはやむを得ないと思いますので、これについては理解をさせていただきました。

次に、緑地整備事業で、道路の橋梁の耐震構造の変更があるということで説明を受けて、理解をいたしました。

これは、今回、この箇所だけということですがけれども、それ以外の橋梁については、特に今回の4月改定で、何か影響が出ると、そういうことはないのでしょうか。

○酒井港湾課長

今回把握している中では、特に支承構造の部分が変更ということですので、この点で6カ所にわたるのですけれども、この部分の変更ということで上げさせていただきました。

○平賀委員

そうすると、残りまだ5カ所やらなければならないところがあるということですか。

○酒井港湾課長

全部で6カ所というのは、それぞれ橋脚と、それから橋台をつなげる部分が全部で6カ所という形で、今回、それをすべて行うということで上げさせていただきました。

○平賀委員

理解いたしました。

終わりとさせていただきます。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○山田委員

農村整備事業の関係なのですけれども、この分担金とあるのですけれども、全体事業の中の分担金の地元負担割合というのはどのぐらいで、中身は、いろいろ補助金もあるようですから、その辺ちょっと、どういう割合なのか教えてほしいのですけれども。

○川合農政課長

この道営畑総事業、地元負担金が20%となっておりまして、そのうち農家の方の負担割合が7.5%、残りの12.5%につきましては、道のパワーアップ事業で6.25%、残りを市の負担ということになっております。

以上でございます。

○山田委員

今の答弁でわかったのですけれども、現状先ほど言われたとおりの割合で、今のこの割合は変わったり、将来また変わったり、あるいは農家さんが20%持ちなさいというようなこともあり得るのでしょうか。

○川合農政課長

今回の事業は4次のパワーアップ事業となっておりますので、こちらのほうは平成27年度までの事業となっております。平成27年度まではこの負担割合でいくということです。

以上でございます。

○山田委員

わかりました。

あと、港湾建設関係なのですけれども、これの耐震構造の強化という形で880万円の補正が出たのですけれども、この背景としては、今年度、地震動タイプというような、許容応力の割り増し係数が1.5から1.7になったということから、こういう増額という形の並びになったのでしょうか。

○酒井港湾課長

ちょっと、その細かい数字までは私のほうで、申しわけないです、把握していないのですが、通常でレベル2の地震動に対応するというので、レベル2の地震動というのが、震災が起きている、その施設が過去から将来にわたって最大級の地震があっても耐えられるという基準でつくってくださいということになっているのですけれども、今回、東日本大震災で非常に強い地震が来たということで、レベル2の地震動の基準が高まったということに伴って今回の改定が来たということでございます。

○山田委員

あと、参考までに、レベル1とか2とか3とかあるのですけれども、この辺はどのようなレベルまでがあるのかなど。網走においては、可能性としてはレベル2程度かなど。その辺ちょっと、お願いします。

○酒井港湾課長

一応、国のほうではレベル1とレベル2ということで、カテゴリーで分けているのですけれども、この支承の設計に当たっては、レベル2までということに定められます。国のほうでそれに応じる基準ということによって定められておりますので、それに従って設計するというような形になります。

○山田委員

わかりました。

ちょっと、レベル何個まであるのかなと思ったのですけれども。2で終わり。（発言する者あり）ああ、そうですか。わかりました。

よろしいです。

○佐々木委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

（「ありません」の声あり）

○佐々木委員長

では、議案第1号の経済部関係と水産港湾部関係につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、次に、議案第3号平成24年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算について、まず説明を受けたいと思います。

○河野水産漁港課長

それでは、平成24年度の能取漁港整備特別会計能取漁港整備費補正予算につきまして、私のほうから御説明したいと思います。

議案資料19ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、平成23年度に能取漁港整備特別会計から市有財産整備特別会計、土地の有償所管がえを行ったことから、本年度の予算の繰上充用金に乖離が生じるということになったので、これの減額補正を行うものでございます。

補正額につきましては、歳出予算でございますが、能取漁港整備費の繰上充用金の減額でございます。補正前の額が9億1,905万4,000円、補正額マイナス2億2,771万1,000円、財源は財産売払収入でありまして、補正後の額は6億9,133万3,000円ということでございます。

歳入予算でございますが、財源とする財産売払収入の減額でございます。補正前の額が9億1,904万4,000円、補正額がマイナス2億2,771万1,000円で、補正後の額は6億9,133万3,000円でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

これにつきまして、皆さんから質疑等ございますでしょうか。

○山田委員

これは前の委員会やなんかでやっていますのでいいのですけれども、ちょっと聞いておきたいのですけれども、この繰上充用金に関して、今、6億9,133万3,000円あるのですけれども、いずれゼロにしたいなという形で思っていると思うのですけれども、どのような時点まで、こういう手法を使わなくてもいいのかなと思うのですけれども、何か考えがあれば、なければいいのですけれども。

○河野水産漁港課長

この繰上充用金は、簡単に言いますと赤字の部分でございますので、これを解消するには、やはり土地を売るしかないということでございます。

今、土地を売るには非常に経済状況が難しいものがございます。やはり水産加工業もそうございますから、一般の工業の部分に対して土地を売るというのも非常に難しい部分がございます。

ただ、去年、メガソーラー、三井物産と売却が進みまして、そういった部分では、そういった特

需がこれからも進むのかなというふうに考えておりますので、その辺を特に強くといいますか、積極的に推進していくという方向で、少しでもこの額を減らしていくというふうに考えております。

○山田委員

これから努力していただけるとは思いますが、参考になるかどうかわかりませんが、ある市で、東京の電車の中に中づりで募集しているところがあったのです。そういう取り組みもあってもいいかなというふうに思いますので、参考までに。

○佐々木委員長

よろしくをお願いいたします。

そのほか。

○平賀委員

今、課長からの答弁の中で売却という話がありましたけれども、あれは売却ではなくて借地ですよ。今回は時価償却ということで間違いありませんよ。

○河野水産漁港課長

形としては市有財産整備特別会計に売却していると、そういう形をとって、市有財産整備特別会計では賃貸借という形です。

○平賀委員

そういう、いわゆる時価償却なのですが、以前も確認させていただきましたけれども、今後ともほかの企業だとか団体に対する売却とあわせて、このような形で償却をしていくという考え方をやはり持って進めていかれるというふうに思うのですが、その方針は今回も含めて変わらず、2本立てでやっていくようなイメージということでよかったですか。

○河野水産漁港課長

やはり本来の能取工業団地の目的というのが工業団地の推進ということでございますので、それぞれ水産加工業が張りついていただければ一番いいのですが、メガソーラー、そういったこともやっぱり考えながら、両方を並立していくことがやっぱりいいのかなというふうに考えています。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

では、議案第3号平成24年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、次に、議案第7号網走市企業誘致促進条例の一部を改正する条例制定について、まず説明をお願いいたします。

○嶋田商工労働課長

議案資料の22ページの資料4号をごらん願います。

網走市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてですが、北海道が本年4月から施行の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例、通称北海道産業振興条例の施行規則の一部改正を行いまして、助成措置の対象に新エネルギー供給業を新たに追加し、対象要件の一つに市町村の支援の対象であることとしていることから、本市における再生可能エネルギー電気供給事業の立地の促進及び雇用機会の創出を図ることを目的として、当該条例の改正を行うものであります。

改正の内容についてですが、新たに助成対象とする施設は、太陽光、風力、水力、地熱またはバイオマスエネルギー源とした発電事業を行う施設であります。

対象要件といたしましては、1点目は、新設または増設に係る投資額が5億円以上であること。

2点目といたしまして、1名以上の雇用増があることとあります。

助成内容につきましては、投資額を基準とする助成として、投資額の2.5%、3,000万円を上限とするものです。

雇用増を基準とする助成としまして、1人当たり30万円、合計で3,000万円を上限とするものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日から施行しようとするものであります。

また、本条例の一部改正に伴いまして、施行規則の一部改正をするものであります。

次に、条例の改正文についてであります。資料23ページの条例新旧対照表をごらん願います。

第2条の定義に、エとして再生可能エネルギー電気供給施設を追加するものであります。

次に、資料24ページをごらん願います。

別表の助成措置基準表の種別が投資額を基準とする助成の上に、区分4号として、対象施設に「再生可能エネルギー電気供給施設」、対象要件に「事業場の新增設に係る投資額が5億円以上、かつ、雇用増が新增設1名以上ある場合」を追加し、区分4号の物流施設以下の区分を1号ずつ繰り下げるものであります。

また、25ページの種別が固定資産税を基準とする助成の部では、再生可能エネルギー電気供給施設を除外するよう対象施設及び対象要件の文言を整理するほか、種別が雇用増を基準とする助成の部では、再生可能エネルギー電気供給施設が対象となるよう文言を整理するものでございます。

続きまして、施行規則の改正文についてであります。資料27ページ、施行規則新旧対照表をごらん願います。

種別が事業上の新增設に係る投資額を基準とする助成の部に、区分7号として、対象施設に「再生可能エネルギー電気供給施設」、対象業種に「再生可能エネルギー電気供給業」、対象要件に「投資額5億円以上」及び「雇用増1人以上」、助成内容の助成額に「投資額の新設2.5%、増設2.5%」をそれぞれ追加し、区分7号の物流施設以下の区分を1号ずつ繰り下げるものであります。

また、資料28ページには、種別が固定資産税を区分とする助成の部では、再生可能エネルギー電気供給施設を除外するよう、対象施設、対象業種、対象要件の文言を整理するほか、種別が雇用増を基準とする助成の部では、再生可能エネルギー電気供給施設が対象となるよう文言を整理するものでございます。

以上で説明を終わります。

○佐々木委員長

みなさんから質疑等ございますか。

○山田委員

議会の初めのときに、担当部長が雇用の形を言ったのですけれども、1年以上雇用するものということで言われたのですけれども、このたび所得要件とかほかの要件というのはあるのでしょうか。

○嶋田商工労働課長

雇用増の要件でございますけれども、年間の所得が130万円以上であること、それから、雇用期間の定めがないことということで、1年以上ということになってございます。

以上です。

○三島経済部長

私が本会議のときに条例改正の提案理由の説明をさせていただきましたけれども、そのときに私のしゃべり方がまずかったのかもしれませんが、1年以上という説明はしておりませんで、1名というような……（「山田委員「聞き違いでしたね」と呼ぶ）私のほうが言い方がまずかったのですけれども、そのようにきょうは訂正させていただきたいと思っております。

○山田委員

わかりました。

ちょっと聞き違いが私もあったのですけれども、内容はわかりました。

それで、今回は2件投資する会社があって、能取と潮見なのですけれども、いずれにしても、潮見は、興信所のあれによると5億7,000万円と書いていますけれども、能取についてはちょっと、金額はわからないのですけれども、この2件が対象となった場合ですけれども、可能性なのですけれども、雇用につながる部分を期待してつくられたと思うのですけれども、その辺、どうお考えかなど。

○嶋田商工労働課長

メガソーラーの誘致に関しては、現在、企画総務部のほうで担当してございますけれども、その中で聞いている話の中では、雇用の関係までの具体的な計画については、まだ業者からの提案は受けていないというふうになっております。

せっかくこういった助成制度を設けるわけですから、なるべく雇用につながるような形になっていただきたいなというような願いはございます。

以上です。

○山田委員

あと何回かありますけれども、一応今回の助成が2.5%という形に設定されたのですけれども、これは、このパーセントで妥当というふうな形で条例をつくる形になるのですけれども、何かその辺で決める基準みたいなものがあったのかなど。あれば、なければ、ほかと並んでやったのかもしれないかもしれませんけれども。

○嶋田商工労働課長

当市の企業立地促進条例での投資額に対する助成率でございますけれども、条例上では5%以内というふうに上限を定めておりまして、規則のほうでそれぞれの業種による区分ということで設定をしております。

その中で、現在、当市で投資額に対する助成の率として一番高いものは、試験研究施設ということで5%というふうになってございますが、ほかの製造業とか、あとはコールセンターなど、そういった業種につきましては2.5%という設定がほとんどでございます。中には、一番低いもので物流施設の2%というような業種もございますけれども、主に当市の助成の率としては2.5%が多いというようなことになってございます。

市町村によって率とか投資額についてはそれぞれまちまちになるのですけれども、当市の財政力とか規模から考えますと、あとはほかの業種に対する助成との兼ね合いも考えまして、今回2.5%と3,000万円以上というふうに金額を上げてございます。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

○平賀委員

今、その公募した潮見のほうはまだ状況がわからないということだったと思うのですけれども、三井物産のほうの能取のほうはある程度状況がわかっているのかなと思いますが、今回の補助を見ると、5億円以上かつ雇用が130万円以上で有期雇用でないことということになるのだと思いますが、能取のほうは以前説明を受けた、この助成の額の中にはちょっと入らないのかなという気がするのですが、実際はどうでしょうか。

○嶋田商工労働課長

先ほど申し上げましたけれども、所管している企画調整課との情報交換の中で、三井物産につきましては詳細な情報は得られていないというふうに私のほうでは押さえておりまして、雇用についてもはっきりとした情報は得ていないところでございます。

○平賀委員

そうすると、今回のメガソーラー2基、それか

ら対象となる、ならないというのは特に勘案せずに今回の基準は設定をしたということになるのでしょうか。

○三島経済部長

この条例改正に当たりまして、対象を再生可能エネルギー供給業までを広げるということで、今回の具体的な案件2件について、該当するかどうかというところまで考えて改正をしたということではございませんで、今後、該当する企業から雇用も含めて出てくる可能性を考えまして、条例改正を行っているところでございます。

○平賀委員

それについては理解をさせていただきました。今後のために、少しでも多く申請してもらいたいという意思のあらわれだということは理解をさせていただきました。

せっかくの制度ですから、今、進出されるところがうまく対象になれば、それはそれで対応していただけるのだろうというふうに思います。

それで、ちょっと確認をしたいのですけれども、5億円ということで、投資額が基本的には基準になっているので、ある程度の目安はあるのだろうというふうに思いますけれども、太陽光、風力、水力、地熱またはバイオマスということで、ちょっと今までの投資とはまた違うものというか、振幅の幅が大きなものだと思うのです。それで、どこまでが基準として入るのか。例えば出力は何ワット以上でなければならないとか、そういった何かの目安を持っているのか、特に水力なんかだと、小水力から大規模なものまで、かなりばらつきがあるのだろうというふうに思いますけれども、その辺、どのような考えをお持ちでしょうか。

○嶋田商工労働課長

当市の対象施設の要件につきましては、北海道のほうの規則に合わせてございまして、北海道のほうにも確認いたしましたけれども、特に出力に関する制限というのは設けていないということで、あえて言えば投資額が道の場合ですと1億円ということなのですけれども、当市の場合ですと3,000万円ということで今回提案させていただいておりますけれども、そちらのほうでの上限を設定しているというような形になってございます。

○平賀委員

そうすると、例えばですけれども、研究施設の

なもので出力が小さくても、初めてやるものなので5億円以上のお金がかかるといったものは対象になり得るといふことになるというふうに理解していいですか。

○嶋田商工労働課長

この場で、詳細が明らかになっていない中でお答えするのはちょっと難しいかなというふうに思うのですが、いずれにしても発電業ということがメインですので、研究施設となると、また意味合いが変わってくるのかなというところはあるわけですが、詳細な中身を見せていただかなければちょっと、判断できないところでございます。

○平賀委員

発電ということで、さまざまな可能性がこれから広がっていくのかなというふうに思います。海を使った発電だとか、いろいろなものがタイプとしてあって、これから研究が始まっていくというものもあると思いますし、網走沖のメタンハイドレートの話だとかも、愛知では実際に試験採掘が始まるという形で、これから可能性というものは出てくるのだろうと。

そこが研究施設だったり、研究施設等に一定の発電をしていけば、合致するのであれば、そこも一つ可能性としてあるというふうに思いましたので、今の御答弁で、個別個別のケースについて、そこは積極的に検討していただけるのだというふうに思いましたので、さまざまな可能性を探りながら、これを機会にエネルギーの企業の、あるいは取り組み、研究機関を含めた誘致というものもぜひ着手していただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいですね。

議案第7号網走市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしましたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、次に、議案第8号網走港港湾区域の変更

について、まず説明を受けたいと思います。

○酒井港湾課長

それでは、資料の29ページをごらんください。

網走港港湾区域の変更についてでございます。

29 ページにつきましては、今回変更しようとしている港湾区域を文言で表現したものでございます。左側が現港湾区域で、右側のほうに記述しているのが今回変更しようとしている予定港湾区域の部分でございます。

続きまして、30 ページの変更図のほうをごらんいただきたいと思っております。

図で表現いたしますと、図上右側の破線で囲まれた三角形の部分、網走港港湾区域(変更)として書いた部分が該当箇所でございます。

変更の背景でございますが、網走の第4埠頭を初めとする新港地区では、従来より荒天時におきまして、波浪により係船ロープの切断や船舶の沖合への避泊などの被害が生じておりました。

これにかかわる対策ということで、平成19年より南防波堤のかさ上げ改良を行ってまいりましたが、これに加えて、さらに事業効果を高めていくために、港内への侵入波対策として、この防波堤の延伸工事を要望していたところであります。

その結果、今年度、工事費が認められまして、今後、現地着工が可能な状況となったものでございます。

しかしながら、施工に当たりましては、延伸部の一部分が現港湾区域の外となりまして、港湾工事は港湾区域の中でなければ行うことができないということになっているものですから、区域の拡大が必要となったものでございます。

南防波堤の最も右側の濃く塗られた部分が延伸箇所、延長200メートルのうち約80メートルが有堤港湾区域のほうに加えることとなっております。

これまで国交省や漁業団体など関係機関と事前協議を進めておりましたが、このたび協議が整ったということで、港湾区域の変更をしようとするものでありまして、今議会に上程させていただくものでございます。

この件につきましては、8月9日に開催した網走市地方港湾審議会においても変更確認の了承もいただいております。

議決をいただくことができた後には、国土交通省に区域変更の認可申請を行うことを予定してお

ります。

以上です。

○佐々木委員長

皆さんから質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第8号網走港港湾区域の変更につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

次に、継続となっております請願2件について審査を行いたいと思います。

1件目の請願第5号JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書提出についての請願ですが、6月18日付で取り下げ願が提出されておりますので、これについて、取り下げ承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、請願第5号につきましては取り下げ承認すべきものと決定いたします。

次に、請願第15号泊原子力発電所1、2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書提出についての請願ですが、平成23年12月19日、平成24年3月9日、平成24年6月15日に審査をしておりますが、継続となっているものでございます。

皆さんから御意見等を伺いたいと思います。

○平賀委員

原子力発電については、3.11以降さまざまな意見が国の間から出されている問題だというふうに思います。

網走は、確かに原子力発電所からの距離ですが、日本の中で最も遠い地域の一つではないかというふうに言われてはいますが、そうはいつでも無関係ということにいかないのだろうと思います。

電力の問題が道内でもあって、泊原発の再稼働が必要だという議論も確かにありますが、夏は無事に乗り切れたというのがけさの報道でも明らかになっておりましたし、我々としても、ちゃんと乗り切れたなという実感は多分持っているのだろうと思います。

問題は冬だという話に今度はなってきますけれども、今、北電のほうでホームページにデータは公開されておりませんが、過去に公開されたデータを比較すると、現状でもプルサーマルが動かなくても乗り切れるというふうな研究をされている方も実際にはいらっしゃるというふうに伺っています。

まだまだ、このことについては検証しなければならない部分もあるというふうに思いますが、現状の中で再稼働していく、特にプルサーマル計画を進めていくということについては、なかなか、賛同することは難しいのだろうというふうに所感としては思っています。やはり安全性が担保できないということを考えたときには、特にこのプルサーマル計画の危険性というのは、従来から言われているとおり危険だということを私も思いますので、この請願については採択という形でいいのではないかというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほかの委員の皆さんの御意見を伺いたいと思いますが。

なければ、これは採択ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

もしよろしければ……皆さん、お一人ずつ。

○栗田副委員長

これは以前にも申し上げましたが、今、平賀委員のほうから言われたことも納得した上で、現状、非常に電力需要というのはぎりぎりのラインでやっているというのは前にも申し上げましたけれども、何かあれば大変な状況になるという、今、火力に関しては伊達が一番大きく発電しているのかな、ただ、北海道の場合はガスというのではないので、かなり石炭の部分の発電所に負荷がかかっているという現況があります。

今、平賀委員から言われたように、冬の間のことをどうする、冬のほうが実は電力消費が多いというデータも出ているので、それもかんがみたときに、原子力に関してはいろいろな意見があっ、ないにこしたことはないという方向に向かっているのは、これは私も認めますけれども、現況、今の段階で、では、あるものをとめておいてどうするのだという議論も当然あるわけです。

長い将来にわたっては、なくす方向というのは当然皆さん統一の見解ではないかというふうに思うのですけれども、現況の中では、やはりコスト

高に耐えられるだけの経済状況にならない限り、代替エネルギーどうのこうのというのは、日本には資源がほとんどないわけですから、そこに行き着くまでの時間が必要ではないかなというふうに考えます。

そういうふうに考えたときに、やみくもに、では全部をストップさせてオーケーだという話にはならないでしょうし、企業の見地から考えたときに、一般家庭であれば1万円が1万5,000円になっても耐えられるかもしれませんが、企業が1億円の電気を使っている段階で、それが1億5,000万円になったときに、果たしてそのコスト増に対する手当てができるのかといたら、やっぱり厳しいものがありますし、一番大きな部分では、本当に企業の部分が一番、コストに反映される部分で厳しい部分があるのではないかなと思うので、これは何度も申し上げますが、現況の中では、私は今ある原子力を完全にストップさせるという考え方に立っていません。

これに対しては何回も出てきているので、今回私は、これは不採択をお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

わかりました。

○七夕委員

もうこれが出て4回目になりますけれども、前回、私たちのほうで、願意としては理解できるという話はして、最後の文言のところですけども、「1号、2号の再稼働を認めず、プルサーマルの計画を中止する」という文言をちょっと、整理の話をしたような記憶があるのですけれども、ただ、それがどうなったのかというのはよくわからないのですけれども、もしこのままの状態でもた出てくるのであれば、同じように継続としての発言になってしまうので、これはこちらとしても変わらず、継続という。

○佐々木委員長

継続ですね。

あと、近藤委員はどうでしょうか。

○近藤委員

現政権下でも、中長期的には脱原発依存社会ということで、原発に頼らない世の中をつくっていくという流れは、この国の共通認識になってきているのかなというふうには思います。

ただ、今すぐとめていいのかという、栗田委員のお話もありましたけれども、やっぱり今すぐと

めた状況で、では今の社会はきちんと回っていくのかという保証はどこにもないわけで、やはり原発に頼らない社会をつくっていくという全体の方向性を持ちながら、先ほど議論の中にもありました風力、水力、太陽光などの自然エネルギーへの転換を図っていくという中長期的な視野が必要なので、今すぐとめてくれと、プルサーマルも中止だというような、この形の原子力停止についての請願については、私は採択をしかねるというふうに思います。

○佐々木委員長

わかりました。

○平賀委員

今、委員間の意見交換という形でお話しさせていただきましたが、皆さんの意見もわかります。実際に、近藤委員含めて何人かの委員が、北海道若手市議会議員の会の視察という形で泊原発については見に行つて、質疑もさせてもらっているという経緯もあつての発言ということだというふうに思います。

私がそのときに確認させていただいたのは、確かに1次冷却系についての対策というのはかなり万全にとられているだろうというふうに思いましたが、2次冷却系にトラブルが起きたときの対策というのはほとんどないというのが実態だということがよくわかつたつもりでいます。

そして、1次冷却系の対策も、例えばそこに敷設されているホース、冷却するための機器も、確かに敷設されているのですけれども、地面に露出する形で敷設されていて、津波でそれが流されてしまえば、実はそこも失われる可能性もゼロではないのだということも見てよくわかつたつもりでいます。

現状の対策ではまだ十分だとは言えないということもあわせて考えたときに、やはりなかなかこの原発、現状で再稼働するというのは難しいのだろうというふうに思います。

また、プルサーマルについては、なかなかうまくいっていないものというふうに私は認識をしていますので、この請願については、現在の状況が変わらないのであれば採択をするという形にならざるを得ないのだろうというふうに思っていますが、この辺は、皆さんと認識が一致できないのであれば、やむを得ないのかなというふうには思います。

○佐々木委員長

平賀委員に対して、何か話しておきたいことは。

○近藤委員

現状で、では絶対安全なのかというところでは疑義が残るというところについては、今、平賀委員がお話しされた部分では、その部分もあるだろうと。ただ、安全性を高めていきながら、原子力発電所をまだしばらく使っていき、最終的には原発を使わなくてもいいような世の中に進んでいくというステップが必要なので、そうなってくると、やっぱりこの請願の全文とは大分中身が変わってくるので、この委員会の中で議論をしても、大分、最終的な意見書の中身が、ここまでだったら一致できますよという部分が、この願意とは大分ずれてくると思うので、私は採択しかねるという立場ですけれども、継続の御意見もあるので、継続という形になるのではないのかなということです。

○栗田副委員長

平賀委員のほうから、いろいろ危険性があること、それは、万全を期しても、100%安全になるということにはならないのかなと。それだけやっぱり原子力というのはいろいろな問題があるものであるということの認識は皆さん一致しているでしょう。

だけれども、では、原子力に何で日本がシフトしていったのか。そこの部分をちゃんと考えていかなないと、完全に行政というのはそういう方向に進んだのは事実です。その一番の要因は、地球温暖化です。そこの部分があって、その負荷を全部考えたときに、原子力がそのときはベストな選択だったのだろうと。現況が、あの事故以来変わったのも事実でしょう。

ただし、つくってしまった原子力というのは、後始末が必ず必要なのです。完全にそれをとめてしまって、そのコストをどういうふうに皆さんで負担していくのか。多大なる費用もありますし、最終的な核のごみという問題が何ら解決していない中で、どこに埋めるかも決定もしていません。現況 54 機の中に、そのごみが必ず実存するということも考えたときに、それも含めながらしっかりと議論しないと、単純に、危険だからやめましょう、代替エネルギー、太陽光に変えましょう、風車をつくりましょうという話には僕はなら

ないと思うのです。

今、当市においても、太陽光のパネルがたくさんつくようです。それも一説によると寿命があると。20 年もつかもたないかと今のところ言われていますけれども、100 年は間違いなくもたないようなものであるらしいです。それもまだ完全なデータが出ていないのでわかりませんけれども、では、例えば 20 年後に、また 5 億円かけて新しいパネルをつくってくれるのか。それで企業としての価値が出てくるのかといったら、ちょっと疑問が残るとというのが現況ではないかなというふうに考えます。

ですから、それはすばらしいことであるし、自然エネルギーで済めばそれにこしたことはないのですが、まだまだ、その部分に完全にシフトするにはいろいろな問題もあるでしょうし、先ほど言ったように、当然、当面の間、大きな電力は、原子力がないとすれば火力発電に頼らざるを得ないと。ガスも、いろいろな部分で日本にはございません。先ほどメタンハイドレートもありましたけれども、それはそれとしても、ガスを使うとなれば、アメリカあたりのシェールガスに頼らざるを得ないような現況もあるのではないかなという気がするのです。

そういうことも全部総体的に考えたときに、今すぐ、今あるものを全部、54 機とめたまま、皆さんどうやってやるつもりなのでしょうかとこのを僕は非常に疑問を感じます。疑問点はやっぱり、そういうところから掘り下げてきちんと話をしないと、今、はやり廃りで自然環境どうのこうのという話にはならないのではないかなというふうに私は考えます。

ですから、この案件については、僕は不採択でお願いをしたいと再度申し上げます。

○佐々木委員長

それでは、請願第 15 号に関しましては、採択、不採択、継続、または採択しかねるといように意見が分かれておりますので、ただ、継続という声が出ておりますので、請願第 15 号につきましては継続審査としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、ここで一度、理事者の入れかえと休憩をするわけですが、その前に、理事者側から何

か、そのほかの案件はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

委員のほうからございますか。

(「なし」の声あり)

ないですか。

では、ここで一たん休憩して、理事者の入れかえをしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 10 時 51 分再開

○佐々木委員長

入れかえが終了しましたので、委員会を再開いたします。

次、建設部所管について、議案 2 件と報告 4 件がございます。

まず、議案第 1 号平成 24 年度網走市一般会計補正予算中建設部所管についての説明を受けたいと思います。

○中村土木管理課長

平成 24 年度一般会計道路橋梁費、除雪事業の補正予算について御説明いたします。

資料 1 号の 16 ページをごらん願います。

補正の理由及び内容であります。除雪事業につきましては、雪寒路線に対する国庫補助金の財源が増額となったため、財源補正を行うものでございます。

補正額につきましては、国庫補助金 1,000 万円の増額になりますので、一般財源額を 1,000 万円減額し、補正後の額を 1 億 5,410 万 8,000 円とするものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

これにつきまして、皆さんから質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第 1 号平成 24 年度網走市一般会計補正予算中建設部所管に関して、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

次に、議案第 5 号平成 24 年度網走市水道事業

会計補正予算について、まず説明を受けたいと思います。

○山崎営業課長

議案第 5 号平成 24 年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

資料の 20 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに目的でございますが、平成 22 年度から実施しております水道事業の検針・収納等業務の外部委託につきまして、既契約が平成 24 年度末で期間満了となることから、引き続き市民サービスの向上、コストの縮減を図るため、平成 25 年度からも外部委託を実施することとし、本年度中に契約事務等が取り進められるよう債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

補正の内容でございますが、債務負担行為の事項は、水道事業に係る検針・収納等の業務委託契約でございます。

次に、期間でございますが、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間でございます。

次に、限度額の設定でございますが、1 億 4,457 万 8,000 円でございます。

以上で平成 24 年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしく願いたします。

○佐々木委員長

皆さんから質疑等ございますか。

○平賀委員

この水道の委託業務は、今回、初めての更新になるのだろうというふうに思います。

以前、これが初めて行われるときの議論の中で、資料のほうを見ますと、経済性、効率性、それから市民サービスの向上ということで書かれていますけれども、どちらかという市民サービスが低下しないということ、市民サービスの向上につながっても低下させることは絶対はないということについて議論をしたということがあったというふうに記憶をしています。

当然、3 年やられた中で、そういったことに関しての評価というもの、あるいは実施状況について、どういう問題があったのかなかったのかということが当然点検された上での今回の提案だというふうに思いますので、まずは最初、その辺について明らかにしていただきたいというふうに思い

ます。

○山崎営業課長

今回は継続ということになるのですけれども、まず、職員の配置的な問題としまして、職員4名、あと嘱託2名の削減ができたということで、経費の節減が図れた。これにつきましては、今現在は中間ということで、実質的には現年度分については2年、あと、過年度分については1年分の評価しか今はできておりません。その中で、当初、収納率の目標を現年度分については98.07、これは過去3年間の平均で決めております。あと、過年度分については99.80というふうに設定をしております。

今回の実績としましては、まず、平成22年度の現年につきましては、98.07の目標に対して98.17、あと、平成23年度分については98.13ということで、ともに目標値をクリアしているという形になります。

過年度分につきましては、当初99.8という目標のところ、平成22年度分の検証しかございませんが99.85ということで、当初の目標値をクリアしているという形になっております。

あと、電話督促などフレキシブルな時間帯の設定ができるということで、当初、法人委託による代替要員、今まででいきますと、一応人員としては4名、2名の体制という形で職員で対応しておりましたけれども、その辺の代替要員の確保は可能であるということで、特にトラブルもなく行われています。

あと、窓口業務に対しましても、特に問題もなく、現状は進んでいるという状況です。

○平賀委員

状況の評価を含めて、現状でのところですが、理解をさせていただきました。

先ほど申し上げましたが、経済性、効率性を高めていくということで、確かに市として大事なのですけれども、やはり市民サービスの向上をこれによって図るところにしっかりと力点を置いて、この事業については運営を続けていただきたいのですが、今回の債務負担行為の説明がほかのものに比べると時期的に早いというふうに印象として持ちます。それは今回の改定によって、また来年以降、新しく別の事業者にかわる可能性がある、つまり公募をもう1回かけるということ想定しているので、早く債務負担行為の提案がな

されたというふうな理解でいいのでしょうか。

○山崎営業課長

そのとおりでございます。一応、公募型プロポーザルという形で、あくまで地元最優先という形で、地元本店のある業者を採用していきたいというふうに考えております。

○平賀委員

プロポーザルをしかるべき時期に行うのだというふうに思います。

もし現在の業者が交代するということになった場合について、トラブルが生じてはいけないのだというふうに思います。業者は変わっても一瞬たりとも停滞があってはいけない事業です。もし変わる場合について、引き継ぎがあれば、そのことについては混乱なく行われると言われていますが、もしそうなった場合の想定はどのようにしているのでしょうか。

○山崎営業課長

今の予定でいきますと、これから議決後、業者募集をかけるという形になりますが、最終的には11月の中旬にプロポーザルの選定を行いました。12月当初で契約予定となっております。その後、1月から3月までの期間は、これは4月1日からの事業になりますけれども、引き継ぎ期間というふうに定義されております。

以上です。

○平賀委員

そうすると、これは仮定の話なのですけれども、業者が変わった場合については、引き継ぎ期間については、経費がその間だけは、3カ月ですけれども二重に発生をするということになるのでしょうか。

○山崎営業課長

1月から3月までの期間につきましては、業者負担というふうに考えております。

○平賀委員

そういう考え方だということがわかりました。そこを含めて耐え得る資力のあるところでない応募ができないということにつながるのだろうというふうには思いますが、ある程度安定的な運営のためにはそういうところも必要な部分なのだろうとは思っています。

いずれにしても、住民サービスの向上、低下させないということが大切だというふうに思いますので、万が一状況的に、民間に委託するよりも悪

くなるようなことがあれば、むしろ逆にもとに戻さなければならぬということも、考え方としては持たなければならぬのだろうというふうに思いますが、そうではないという形で続けられるということであれば、この点については状況をまた改めて見ていきたいというふうに思います。

債務負担行為、こういう形で今回早く提案をされましたので、できればこういう形で、できるだけ早いうちに債務負担行為の設定の提案はしていただければいいなというふうに、この機会ですから申し上げておきます。

通常は債務負担行為、結構、3月になってから出てくるものが圧倒的に多いという印象を持っていますので、こういった年度途中に出てくるのはちょっと、今回は珍しいなというふうに思ったものですから、あえてそのことは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○山田委員

一応確認なのですが、こういう事業というのは、本当は継続業者でやるのが一番いいと思うのです。というのは、支払う側の住民としては、ころころ変わると混乱が起きるといふことがあります。

今回、また公募しますけれども、現状の業者さんは、数字を見る限り立派にやっているような気がするのですが、その辺の評価はどのように考えていますか。

○山崎営業課長

今の評価でいきますと、先ほど数値的な話はいたしましたが、問題なく行われているというふうに考えておりますので、当然、公募があれば、最優先候補ということではないですけれども、実績としてはかなり評価は高いのかなというふうに思います。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、議案第5号平成24年度網走市水道事業会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

次に、報告に移らせていただきます。

まず、報告第1号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告についての説明を受けたいと思います。

○石川都市開発課長

それでは、議案資料の31ページ、資料6号でございます。

平成24年度一般会計道路災害復旧費補正予算に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

補正の理由及び内容であります。6月16日から17日にかけての降雨により、市道台町中央線において崩落した道路施設等の災害復旧費の補正予算、災害復旧調査設計費130万円、災害復旧に係る工事費1,780万円、合わせて1,910万円につきまして、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

補正額であります。単独災害復旧事業1,910万円を新たに追加補正し、財源といたしましては全額一般財源であります。

専決処分年月日につきましては、平成24年7月9日であります。

次に、32ページをごらんください。

気象の概要であります。6月16日午前11時から17日午前6時まで、60.5ミリの降水量を観測してございます。

その他、被災の概要、復旧の概要、事業箇所等につきましては、32ページ、33ページに記載のとおりであります。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質疑等ございますか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、報告第1号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告につきましては、承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

次に、報告第2号平成24年度網走市一般会計

補正予算に係る専決処分及び報告第4号平成24年度網走市公共下水道特別会計補正予算に係る専決処分の報告につきましては、7月31日の災害で関連をしておりますので、この報告2件につきましては一括で説明を受けていきたいと思っております。

○石川都市開発課長

それでは、次に、議案資料の34ページ、資料7号でございます。

平成24年度一般会計補正予算及び公共下水道特別会計補正予算に係る専決処分の報告について御説明をいたします。

専決処分の理由及び内容であります。7月31日に発生した大雨、強風等による道路、公園、下水道施設等に係る災害復旧事業の補正予算につきまして、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

専決処分年月日につきましては、平成24年8月15日であります。

都市開発課所管分の補正額でありますけれども、34ページ、中段の一般会計歳出の表中、上段、補助道路公園等災害復旧事業4,300万円を追加補正したものであります。

次に、35ページでございますけれども、大雨強風等の概要でございます。

7月31日14時から15時にかけて、1時間に28ミリ、10分間で25.5ミリの記録的な集中豪雨を観測しております。

また、竜巻と推定される突風や雷を伴い、道路や公園、下水道施設などに被害が発生しております。

それぞれの気象概要の詳細につきましては、35ページを御参照いただきたいと思います。

次に、36ページをごらんください。

都市開発課所管分の補助道路公園等災害復旧事業の内訳でございます。

道路では、向陽ヶ丘中央線を初め9カ所、公園では駒場北4丁目公園、こまば木のひろばの2カ所、復旧工事費が3,800万円、調査設計費500万円と合わせまして、合計4,300万円でございます。

その他、箇所別の復旧概要、復旧箇所につきましては、36ページ、37ページに記載のとおりでございます。

都市開発課所管分の説明については以上であります。

○佐々木委員長

次、お願いいたします。

○中村土木管理課長

土木管理課が所管します単独道路公園等河川復旧事業の概要について御説明いたします。

資料の38ページ、39ページをごらん願います。

市街地における道路の被害箇所数につきましては、25カ所でございます。

被災概要、復旧事業費につきましては記載のとおりでございます。

また、公園の被害箇所につきましては3カ所あります。

被災概要、復旧事業費につきましては記載のとおりとなっております。

さらに、郊外地区の被害状況であります。10地区となっております。被災概要、復旧事業費につきましては記載のとおりとなっております。

全体で、単独道路公園等の災害復旧事業費、総額1,333万円となっております。

以上でございます。

○佐々木委員長

次、お願いいたします。

○田口観光部次長

観光部関連の被災状況でございますが、資料40ページ、41ページになります。

3施設に被災がございまして、大曲湖畔園地につきましては、ヒマワリなどの景観用作物と農作物が全滅及びフットパスへの倒木などの被災がございまして、復旧につきましては、ヒマワリのかわりにキカラシを播種、また、倒木の処理をしまして、その事業費は200万円でございます。

さらに、呼人浦キャンプ場、呼人探鳥遊歩道におきましても倒木が多数あり、その処理に係る金額はそれぞれ30万円及び20万円でございます。これらを合わせまして250万円の予算を追加計上していただきました。

以上です。

○伊藤下水道課長

次に、下水道課所管分の説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをごらん願います。

落雷での被害は、浄化センターと能取ポンプ所等の、遠隔操作通信設備2カ所で、1,400万円となります。補助災害復旧工事、公共災です。

豪雨での被害は、向陽ヶ丘地区北部雨水幹線管

渠のマンホール施設4カ所で、60万円となります。単独災害復旧工事、単独災となります。

①網走浄化センター及び能取ポンプの公共災の概要ですが、能取ポンプ場は、能取工業団地の水位を浄化センターなどの給水施設で、通常の維持管理は浄化センターの中央監視制御室で遠隔操作しているため、無人で管理されている施設です。通常、微弱な電流しか流れない箇所ですが、鉄柱物のアースまたはN T T柱、北電柱などからの誘導落雷により大きな電流が一瞬にして流れたため、破損いたしました。

次に、②北部雨水幹線管渠の単独災ですが、短時間による集中豪雨での被害を受けた雨水マンホールについては、口径900ミリの雨水管渠ですが、集中豪雨により雨水が管渠内で満水となり、マンホールから吹き出し、雨水マンホール上部の接続が弱いところに集中し、マンホールふた及び調整ブロックが破損しました。

復旧費は、記載のとおり合計1,460万円となります。

以上でございます。

○佐々木委員長

それでは、報告第2号と第4号につきまして、皆さんから質疑等ございますでしょうか。

○平賀委員

先ほどの道路分含めて、今の説明も含めてなのですが、全体として本当に大きな金額の雨や風による被害だったのだなというふうに改めて思います。

今回の補正予算で基本的に必要な箇所はすべて対策としては打たれたのだというふうに思いますが、まずそれで間違いがないのかどうか、漏れている箇所がまだ実はあるとか、そういうことはないのかどうかを確認させていただきたいと思いません。

○石川都市開発課長

御指摘の箇所についてですけれども、今回の精査につきまして、すべての箇所を網羅して復旧工事にかかっているというふうに思っております。

○平賀委員

理解させていただきました。

非常に広い範囲で、かつ箇所数も非常に多い、そういうことで、積み重なった金額も多くなっていると思います。

こういった状況を見ると、近年、台風による被

害でこういった報告というのはあり得る話なのですが、それ以外の部分で3カ月続けて起きるような状況というのは非常に珍しいことでありまして、気象条件含めて大きな変化があったのかなというふうに、そういう状況に網走も置かれているのかなと思いますが、原課としてはその辺のことはどのように認識されているのでしょうか。

○石川都市開発課長

これは気象のことなものですから、予想がつきませんけれども、近年の気象状況で申し上げますと、北海道付近、気圧の谷の中に入ることが多いという状態が長く続くことが多いという状況になります。その際、気圧の谷の暖かい空気の上に冷たい空気が入り込むと、大気の状態が非常に不安定になって、落雷、突風を伴います集中豪雨が発生するというような気象も結果的に生まれております。

これは、天気のことですからなかなか予想がつきづらいということもありますけれども、そういう集中豪雨について、被災したところについては、このような対応をして復旧していくというような進み方になるかと思えます。

○平賀委員

災害が発生した中には、よく災害が発生しやすいと言われている箇所もあれば、今回初めてに近いようなところもきっとあったのだろうというふうに思います。

そう考えると、こういった状況が頻発していくのであれば、都市計画そのものも場合によっては見直していくとか、現行の設備の変更も含めて検討しなければならないという箇所も多分あるのだというふうに思います。

そうすると、相当大きな予算もまたかかってくるだろうと思いますが、そうはいつでも、市民の生活を守るということと、あと、不安を和らげるという意味では対処も必要だろうというところもあると思えます。

今回は補修ということで、そこまでの対応はされていないというふうに思いますが、その点については今の時点でどのような考え方をお持ちでしょうか。

○石川都市開発課長

災害復旧方法ですけれども、基本的には災害復旧というのは原形復旧が基本でありまして、壊れたところをもとに戻すというような中身になりま

す。

ただ、今回は非常に大きな雨を伴いまして、交通障害等が発生しております。そういう箇所につきましては、大体道路で言いますと低いのです。ちょうど一番道路の前後が低みになっているところに雨水が集中しまして、冠水なり路面崩壊が発生したということが報告されました。

通常、先ほど申しました原形復旧が原則なのですけれども、今回のような非常に交通量等に影響を及ぼすような箇所につきましては、原形復旧にあわせて、より雨水の流下能力を高めるような工法につきましてもあわせて検討して、場所によってはそういう対策をあわせて実施していくというようなことで考えております。

○平賀委員

特に生活に影響の大きなところですか、あるいは学校の周りを中心とした子供たちの通学路に当たるようなところですか、そういうところが、今回でも恐らく対処された場所もあるのだというふうに今の説明でわかりましたけれども、今後については、こういったことが頻発するということもある程度想定されることもあるような気象条件に変わってきているのかなとも思いますので、必要な検討を随時行いながら、予算の点等も含めて積極的に検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○山田委員

住民のほうから、まだ復旧していないところがたくさんあるのですけれども、いづごろ復旧するのだという話を聞きます。ただ、住民生活上では応急措置されていますので、影響はさほどないと思うのです。ただ、ぼこぼこ穴があいている道路とか、マンホール跡とかとあるのですけれども、そういった全面復旧までのスケジュールというか、どのぐらいでもとに戻りますよということはあるのでしょうか。

○石川都市開発課長

復旧方法ですけれども、いろいろありまして、先ほどの下水道のお話等もありましたけれども、いわゆる公共災、国から負担金をいただいて復旧する場合と、それと単独費で、例えば市債、それから一般財源で直すという二通りのやり方があるのですけれども、要は公共災、国から負担金をいただいて復旧する場合、災害査定という手続を経

なければなりません。それと、窓口となります北海道との協議、そういうものが整わないと、なかなか復旧工事にかかれないという事情がございますので、公共災害の復旧箇所につきましては、ある程度時間をいただきながら復旧していくという形になるかと思えます。

単独の復旧箇所につきましては、先ほどお話にありました簡易な穴等につきましては、単独費をもって早急な対応を進めることが必要だと思っておりますので、そういう箇所については早急に復旧させてまいりたいと思えます。

○山田委員

今のお話でわかりました。

具体的に1カ所だけですけれども、向陽のマンホールあたりにしては、あれはいつぐらいに復旧するのでしょうか。

○石川都市開発課長

向陽ヶ丘の通学路の、車道の一部もありますけれども歩道の被災ですけれども、実はあそこも公共災という位置づけで、国から負担金をもらって復旧することになっています。

ただ、先ほど査定をくぐってからというお話を申しあげましたけれども、応急工事というシステムも一つありまして、ある程度北海道等との協議は必要なのですけれども、査定前に取りかかるというやり方もございます。

向陽につきましては、査定前に取りかかるべく北海道等との協議が整いまして、今週、現地に着手したところがございますので、できるだけ早い期間、いつというのは天候等もございましてなかなか申し上げられませんが、できれば今月いっぱいには終わらせるような方向で進めてまいりたいと思っております。

○山田委員

わかりました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○栗田副委員長

今まで経験したことがないほどの大量の雨が降るという傾向が最近顕著に。だから、先ほど出ていましたけれども、予知システムもかなり進んではいるのですが、いつ、どこに、どれだけの雷と雨量が出るまでは細かくは出てこないというのが現況であるらしいです。

ただ、日進月歩で非常に発達して、かなりの確

率で雷程度の予測はつくシステムも市場の中にはあるというのも認識をしながら調査をしていただきたいということ、滅多にないことが現実に3回も起きてしまっているという、これはだれのせいでもなくて天気のせいなのですが、それに対応をできないというか、特に雨に関しては収容できない部分というのは当然出てくるだろうと。それを根幹から変えるとなると、多大な費用がかかって、その負担には耐えられないと。

現況があった中で、やはり、では起きたときに、どれだけ迅速に対応できるかということが非常に大切であろうし、それしか今のところは手だてがないというのが現状だと思うので、危機対応、もちろん、雨の中、私もいろいろその現場を見させていただきましたが、非常に皆さん一生懸命、緊急に集まってやっていらっしゃるし、現実的にはこういう事例、専決処分をされて迅速に対応しているということは本当に評価できることなのですが、危機対応システムをしっかりとつくっておかないと、いざとなったら現場サイドで、今回は3回やったはずなのです。

そのほかにもいろいろあるでしょうけれども、そういう意味からして、その対応をしっかりとするというシステムはどういうふうに考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○大澤副市長

大雨だとか、こういった自然の災害に結びつくような事案に対しましては、一応、各部、各課で班分け等をして、被災が起きやすい場所、それは崖下とか河川のはんらんだとかいろいろありますので、そういった部分については既に班体制を整えております。

今回、7月31日、それから8月26日につきましても、それぞれの班体制の中で、パトロールをしたり、土のう等が必要であれば対応するというような形で、臨機応変に対応できるような体制は一応とっております。

程度次第によりますけれども、さらにそれ以上の被害が拡大するような状況であれば、職員体制の増員または拡大していくというようなことが必要だろうかと思いますけれども、今回の事業につきましましては、そういった体制の中で対応したということでございます。

○栗田副委員長

答弁いただきました。

もちろん、今、不満があるということでもないでしょうし、ただ、これだけ頻繁に起きてくると、そういう体制をしっかりと構築していくのも大事でしょうし、当市においては、アウトソーシングで、かなり外注の部分が出ています。となると、民間ともやっぱり一体となった、こういう危機管理のシステムをつくっておかないと、行政だけでは対応しづらいという部分もあるでしょうし、そういう部分もしっかりと、今後は検討しながら、喫緊のときにはどういう体制で、参入している民間の方もやってほしいということによって……（発言する者あり）つくっているということによろしいですか。

○佐藤建設部長

既に市内の建設業者と防災協定を結んでおりまして、こういった緊急時に市役所が資機材を用意できない規模になった場合は、そういうところに連絡をして応援をいただくという対策をとっております。

○栗田副委員長

理解しました。

以上です。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、報告第2号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分、報告第4号平成24年度網走市公共下水道特別会計補正予算に係る専決処分の報告につきましては、承認すべきものと決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、次、報告第3号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、まず説明を受けたいと思います。

○石川都市開発課長

それでは、議案資料の44ページ、資料8号でございます。

平成24年度一般会計道路河川等災害復旧費補正予算に係る専決処分の報告について御説明いたします。

専決処分の理由及び内容であります。8月26日に発生した豪雨による道路、河川、公園に係る災害復旧事業の補正予算につきまして、緊急を要

するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

専決処分年月日につきましては、平成24年9月3日であります。

補正額であります。都市開発課所管分につきましては、44ページ、中段の一般会計歳出の表中、上段、補助道路河川等災害復旧事業2,650万円を追加補正したものであります。

次に、45ページであります。

降雨の概要であります。8月26日15時から16時にかけて、1時間に38ミリの非常に強い雨を観測しております。

記録の詳細につきましては、45ページを御参照いただければと思います。

次に、46ページ、47ページでございます。

補正予算中、都市開発課所管分、補助道路河川等災害復旧事業の概要であります。道路では、昭和呼人線を初め17カ所、公園、河川それぞれ1カ所で、復旧工事費が2,050万円、調査設計委託費600万円と合わせまして、合計2,650万円あります。

箇所別の被災状況、被災箇所につきましては、46ページ、47ページに記載のとおりでございます。

都市開発課所管分の説明については以上でございます。

○佐々木委員長

次、お願いいたします。

○中村土木管理課長

土木管理課が所管します単独道路河川等災害復旧事業の概要について御説明します。

資料の48ページ、49ページをごらん願います。

市街地におけます道路の被害箇所であります。

被災状況につきましては、記載のとおりとなっております。

さらに、郊外地区被害状況につきましては、12地区におきまして被害がありました。

単独道路河川等災害復旧事業総額としまして、600万円となっております。

以上です。

○佐々木委員長

それでは、皆さん、御質疑等ございますでしょうか。

○平賀委員

通行どめの箇所が今回はフェイスブックに掲載

されたということで、非常にわかりやすかったということで市民の皆さんからも高評価を得ていたので、そういった活用のほうはぜひ進めたいなというふうに思いましたので、そのことをまず申し上げておきたいと思えます。

もう一つは、全般的になのですけれども、公共財である道路からの水、あるいは土砂の流出で民有地への被害がどうしても出てくるのは、ある程度は避けられないのだと思えますけれども、双方、市の道路側の対策はもちろん、それは市だけではなくて道道や国道もありますから、そういうところの対策と、あとは民有地側でできる対策と、双方やっていかなかったら、なかなか、全部防ぐということは難しいのだというふうに思えますけれども、その辺のやりとりを、その都度、必要に応じて我々も伝えているところでもありますけれども、積極的にやれるところはやらせていただきたいというふうに思えますけれども、また何か見解があればお示しいただきたいと思えます。

○石川都市開発課長

先ほどのお話で申し上げましたけれども、今回、復旧に当たりましては、原形復旧というだけではなくて、例えば重要な路線でありますとか民家に被害を及ぼすような箇所につきましては、良好な排水が行われるよう、排水のグレードアップですとか、そういうこともあわせて検討したいと思えますし、今後、そういう被害が想定される箇所につきましても点検をしまして、そういう対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○平賀委員

理解しました。今後も進めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

では、報告第3号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告につきまして、承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、以上で案件は終了いたしました。理事

者側からそのほか何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

委員から何かございますか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、以上で質疑を終了いたしまして、経済建設委員会を終了いたしたいと思います。

午前 11 時 29 分 閉会